

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成22年6月25日

京都市長 門 川 大 作

1 届出者の氏名及び住所

三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役 石田浩二

東京都港区西新橋三丁目9番4号

2 届出の概要

（1）大規模小売店舗の名称及び所在地

阪急オアシス山科店

京都市山科区栂辻西潰20番地の1

（2）変更事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の 名称	（仮称）阪急オアシス山科店	阪急オアシス山科店

大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称及び住所並びに 法人にあっては代 表者の氏名	株式会社阪食 代表取締役 千野和利 大阪府豊中市岡上の町二丁目2 番3号 外未定	株式会社阪食 代表取締役 千野和利 大阪府豊中市岡上の町二 丁目2番3号 スギホールディングス株 式会社 代表取締役 杉浦広一 愛知県安城市三河安城町 一丁目8番4号

(3) 変更年月日

平成22年4月1日

3 届出年月日

平成22年4月21日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成22年6月25日(金)から平成22年10月25日(月)まで(日曜日,
土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(3) 時間

午前 9 時から正午まで

午後 1 時から午後 5 時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成 2 2 年 1 0 月 2 5 日 (月)

(産業観光局商工部商業振興課)